

様式第1(水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書(新規・更新)

新宮町長 殿

年 月 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称 印

住 所

フリガナ  
代表者氏名

〒 TEL FAX

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称（フリガナ）	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 ※	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称（フリガナ）	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 ※	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

※ 更新申請書の場合は、「選任されている給水装置工事主任技術者の氏名」とする。

別表(水道法施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」、「残留塩素測定器」の別を記入すること。

様式第2(水道法施行規則第18及び第34条関係)

## 誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員 は 、  
水 道 法 第 2 5 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら へ ま で の  
い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す 。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

新宮町長 殿

新宮町長 殿

水道法第25条の3第1項第3号

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

様式第3(水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

新宮町長 殿

年 月 日

届 出 者

印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任 の  
解任 の  
届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

様式第4

指定給水装置工事事業者証交付申請書

年 月 日

新宮町長 殿

申請者	フリガナ 氏名又は名称	印
	住 所	
	フリガナ 代表者氏名	
〒	TEL	FAX

新宮町指定給水装置工事事業者規定第6条、第7条に基づき、指定給水装置工事事業者の交付を申請します。

(交付申請の理由)

- ・新規指定
- ・指定更新による書替え交付
- ・指定給水装置工事事業者証の（汚損・紛失）による再交付
- ・（氏名又は名称・代表者氏名）変更による書替え交付

# 指定給水装置工事事業者 指定（更新）時確認事項

年 月 日

フリガナ  
氏名又は名称

㊞

住 所 〒 -

フリガナ  
代表者氏名

電 話 番 号

## ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日 【受講を証明する書類（修了証）の写しを添付してください。】	公表（可・不可）
年 月 日受講 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

## ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称・所在地・電話番号（お客さま対応用）・休業日・営業時間	公表（可・不可）
名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
休 業 日	
営 業 時 間	

対応可能な工事（該当部に○を記載して下さい。）	公表（可・不可）
新 設	戸建住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ） ・ 不可
改 造	戸建住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ） ・ 不可
修 繕	可（漏水調査 : 可 ・ 不可） ・ 不可
そ の 他	

※ 新設・改造・修繕・その他の判断基準は、別表でご確認ください。

※ 業務内容に変更が生じた場合、速やかに新宮町上下水道課に届け出てください。





④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を実施しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管 の接合、いずれの経験 も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
上記の内容の公表の可否 (可・不可)				

保有している資格については、資格を証明する書類の写しを添付してください。  
 技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。  
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。